

ものづくり企業再生可能エネルギー

発電設備等導入支援事業

募集要項

1 目的

県内製造業者の自家消費型再生可能エネルギー発電設備導入支援により、消費エネルギーの電化促進や消費電力の低炭素化による脱炭素化による脱炭素化の取組を推進し、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められる中における本県事業者の販路維持・拡大に寄与すること。

2 補助対象者

県内に事業所（既設の工場、事務所、その他これらに類するもの。以下同じ）を有する中小製造業者※

※ 中小製造業：既に鹿児島県内（以下「県内」という。）で業を営む、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 条）第 2 条に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月 30 日総務省告示第 405 号）における製造業（大分類番号 E）に属する事業を主たる事業として営む者をいう。なお、次に掲げるいずれかに該当する者（みなし大企業）も含む。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

（総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf）

3 補助対象経費

県内の中小製造業者が行う事業所における再生可能エネルギー発電設備等の導入に係る経費が対象です。

(1) 再生可能エネルギー発電設備等とは、以下のアからエのいずれかに該当する設備等をいいます。

ア 太陽光発電設備
発電出力 5 kw 以上

イ 風力発電設備
発電出力 1 kw 以上

ウ 小水力発電設備
発電出力 1 kw 以上 50kw 未満

エ 蓄電池設備

蓄電池容量 5kwh 以上

※ ア～ウの再生可能エネルギー発電設備と同時設置，または既存の再生可能エネルギー発電設備へ接続するものに限る。

(2) 補助対象経費は，以下に該当するものをいいます。

補助対象設備の導入に要する経費

(ただし，設計費，工事費，土地の取得及び賃借に係る費用を除く)

(3) 補助対象となる再生可能エネルギー設備等の要件

ア 補助対象者が自ら所有するものであること。

イ 補助対象経費の支払が令和4年4月1日以降に完了したものであること。

ウ 県内の事業所に導入する設備であること。

エ 補助金の交付を受けた発電設備は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度及びFIPによる売電を行わず，発電した電力は自家消費すること。(ただし余剰電力の売電は差し支えない。)

オ 発電設備の設置場所が住居または居住施設は対象外とする。

ただし，発電設備から得られた電力を，住居兼事業所等で使用する場合は，住居部分事業所等部分での電力使用が明確に分けられ，事業所部分のみで消費することが確認できれば対象とする。

カ 国，本県を含む都道府県，市町村及びその他の団体等(以下「国等」という。)の他の補助金を受けて導入する設備は，対象外とする。

(4) 再生可能エネルギー発電設備等の導入場所の要件

県内の事業所

4 補助率・補助上限額

種類	内容	補助率	補助上限額
太陽光発電	発電出力 5kw以上	補助対象経費の2 分の1以内	一事業所あたり 上限額 500万円
風力発電	発電出力 1kw以上		
小水力発電	発電出力 1kw以上50kw未満		
蓄電池設備	蓄電池容量 5kw 以上 ※ 再生可能エネルギー 発電設備と同時設 置，または既存の再生 可能エネルギー発電 設備へ接続するもの に限る。	補助対象経費の2 分の1以内	一事業所あたり 上限額 375万円

(対象外となる経費)

- ・ 単なる老朽化設備の更新に係る経費
- ・ 設計・工事・土地の購入や賃借に係る経費
- ・ 既存設備の撤去，廃棄に係る経費
- ・ 数年で定期的に更新する設備の導入に係る経費
- ・ 振込手数料，代引き手数料
- ・ 国，本県を含む都道府県，市町村及びその他の団体からの他の補助金を受けている事業に係る経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 用地，建物の取得に要する経費 など

5 応募の要件

- (1) 次に掲げる事項に着目した「事業計画書（交付要綱第1号様式 別紙1）」または「事業成果報告書（交付要綱第2号様式 別紙1）」を作成すること

○ 本事業の取組（再生可能エネルギー発電設備等の購入・製造）の必要性や取組により再生可能エネルギーをどのくらいの発電し，活用することが期待できるか。

- (2) 事業成果を公表することに同意すること

6 補助事業の実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）

※上記の期間内に再生可能エネルギー発電設備等の導入がなされ，その支払いまで完了する必要があります。

※事業実施期間は本年4月1日まで遡りますが，事業の趣旨に合致すると認められる場合のみ，補助対象とします。

7 募集期間と申請方法

- (1) 募集期間

令和4年9月2日（金）～令和4年11月30日（水）【必着】

- (2) 申請方法

(3)の提出書類を(4)の提出先まで郵送により提出してください。

※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

- (3) 提出書類

- ① 交付申請書（交付要綱第1号様式）
- ② 事業計画書（交付要綱第1号様式 別紙1）

- ③ 収支予算書（交付要綱第1号様式 別紙2）
- ④ 会社の実態が分かる書類（履歴事項全部証明書等）
- ⑤ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）
- ⑥ 導入設備の概要がわかる資料（カタログ等）
- ⑦ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（申請日以前3ヶ月以内）
- ⑧ その他事務局が必要と認める書類

※ 申請書類提出までに支払が完了している場合は以下の書類

- ① 交付申請書兼実績報告書（交付要綱第2号様式）
- ② 事業成果報告書（交付要綱第2号様式 別紙1）
- ③ 収支決算書（交付要綱第2号様式 別紙2）
- ④ 会社の実態が分かる書類（履歴事項全部証明書等）
- ⑤ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）
- ⑥ 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、口座写し等）
- ⑦ 導入設備の概要がわかる資料（カタログ等）
- ⑧ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（申請日以前3ヶ月以内）
- ⑨ その他事務局が必要と認める書類

- (4) 提出部数
各1部

※提出いただいた書類は原則返却いたしません。

- (5) 提出先（郵送）
ものづくり企業再生可能エネルギー発電設備等導入支援事業事務局
住所：〒000-0000 鹿児島市〇〇-●●番(△ビル▲F)
電話：099-000-0000（確認中）

8 審査・交付決定

- (1) 審査方法
 - ・本補助金の審査は提出書類により行いますので、不備や不足がないようご注意ください。
 - ・提出書類の不備や不足があった場合は、補正や提出をお願いすることがあります。その場合は速やかに対応ください。
- (2) 主な審査項目
 - ①事業の目的・内容の的確性
 - ②事業実施により期待される効果
 - ③実現可能性・スケジュールの的確性
 - ④収支計画・収支決算の妥当性
- (3) 交付決定
 - ・全ての申請者に対して、交付又は不交付の決定通知を送付します。

- ・事業計画に補助対象外経費が含まれる場合等については、補助金交付申請額から減額し、交付決定する場合があります。

9 補助事業者の義務

- (1) 実績報告書の提出
補助事業完了後10日以内、又は令和5年3月1日（水）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (2) 事業状況等報告書の提出
補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間は、毎年度5月末日までに、再生可能エネルギー発電設備等の稼働状況等について、事業状況報告書を提出しなければなりません。
- (3) 帳簿等の整理
補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 事業成果を公表することに同意しなければなりません。

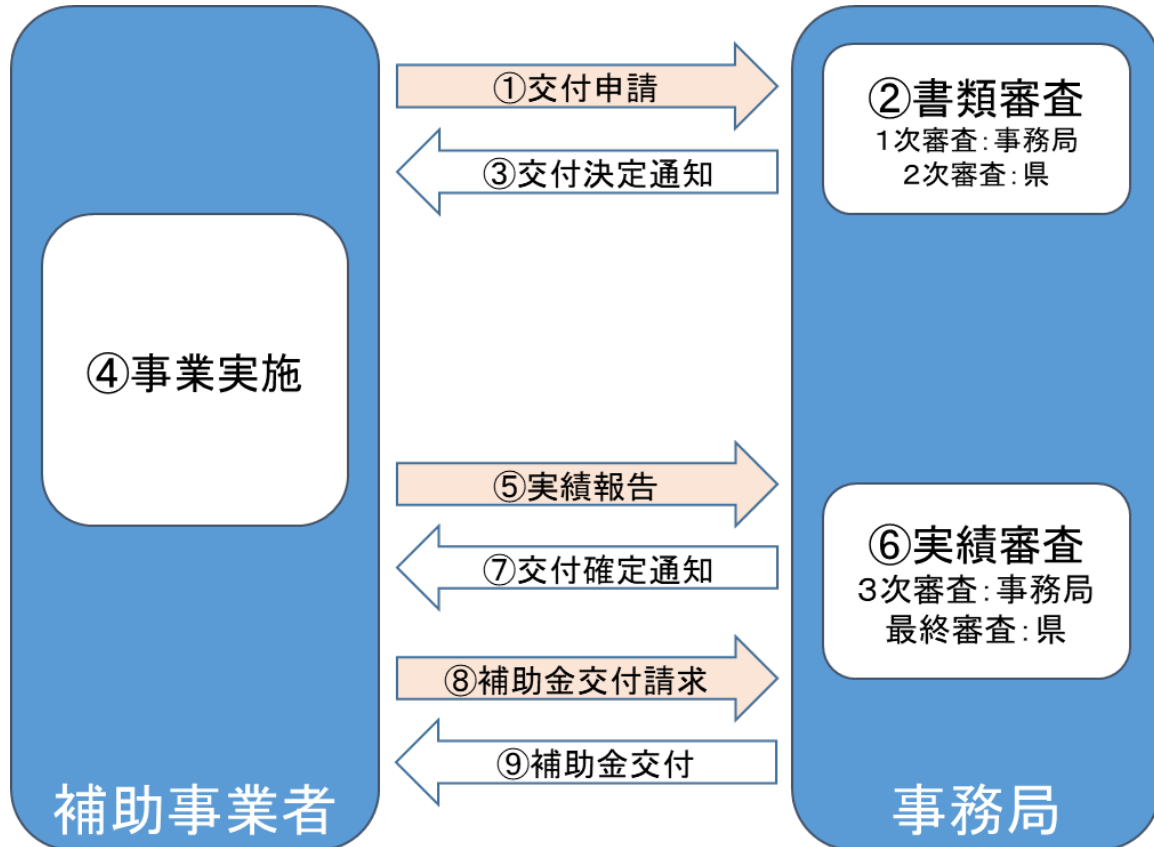
10 その他

- 現地現物審査
設備の設置状況等について、必要に応じて現地現物審査を行う場合があります。
- 予算がなくなり次第、受付を終了いたします。

11 スケジュール

募集期間	令和4年9月2日（金）～令和4年11月30日（水）
採択審査	随時
交付決定	随時
事業対象期間	令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）
実績報告	補助事業完了後10日以内、又は令和5年3月1日（水）のいずれか早い日までに実績報告書を提出

事業実施前



事業実施済（支払済）

